

苫小牧市ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市広告掲載要綱に定めるもののほか、苫小牧市ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページで市長が指定する箇所とする。

(広告の規格等)

第3条 広告の寸法は、1枠につき縦60ピクセル、横150ピクセルとする。

2 ホームページに掲載することができる広告の数は、仕様書等に定められている枠数とする。

3 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 容量 4KB以内

(2) 形式 GIF89a

(3) 制限 Java 及び JavaScript を使用したものと及び高速振動、高速点滅イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのもの、ループは使用不可とする。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、掲載1カ月につき、16,500円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は1枠1カ月単位とする。連続掲載は同一年度内6カ月までとし、更新を妨げない。

2 広告掲載の更新日時が、苫小牧市の休日に関する条例（平成3年条例第17号）第1条第1項各号に規定する日にあたる場合は、これらの日の翌日の開庁時間に更新するものとする。

3 広告掲載期間中に、サーバー等のメンテナンス以外の理由でホームページを閉鎖した場合は、当該日数分につき広告の掲載料を日割り計算により還付することができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 苫小牧市広告掲載要綱第12条の規定により広告の提出その他の取扱業務を委託された事業者（以下「広告代理店」という。）は、同要綱第9条に規定する苫小牧市広告掲載申込書を市長に提出しなければならない。

2 広告代理店が、競争入札参加資格登録業者（苫小牧市競争入札参加資格に関する要領第2条に該当しない者）であるときは、苫小牧市広告掲載申込書の同意欄の記載を省略することができる。

(依頼者の資格)

第7条 ホームページに広告掲載の依頼をしようとする者（以下「依頼者」という。）は、市税の滞納がないものでなければならない。

(広告掲載の依頼)

第8条 依頼者は、苫小牧市広告掲載依頼書（様式。以下「依頼書」という。）を、広告代理店を經由して、市長に提出しなければならない。ただし、依頼者が苫小牧市税条例（昭和25年条例第24号）第19条第1項各号に規定する者（同条第2項により法人とみなされるものを含む。）に該当しないときは、依頼書の同意欄の記載に代えて、当該依頼者が事務所又は事業所を有する市町村の発行する直近の市町村民税の納税証明書を市長に提出しなければならない。

2 依頼者は、同一年度内で2回以上広告の掲載を依頼するときは、2回目以降の依頼に係る依頼書の同意欄の記載及び納税証明書の提出を省略することができる。

(依頼者の資格の審査)

第9条 市長は、第7条に規定する依頼者の資格を審査するため、依頼書及び納税証明書により依頼者の納税状況の調査を行うことができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ホームページへの広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

様式（第8条関係）

苫小牧市広告掲載依頼書

年 月 日

苫小牧市長 様

住所（所在地）
名称
依頼者 代表者職・氏名
電話番号
担当者職・氏名

苫小牧市ホームページ広告掲載要綱第8条の規定により、次のとおり依頼します。

広告掲載を希望する媒体	苫小牧市ホームページ				
掲載位置及び規格等	別紙添付資料のとおり				
掲載を希望する期間	年 月 日から		年 月 日まで		
営業内容					
URL					
同意欄	広告掲載に関し必要があるときは、その必要の範囲内において、納税状況の調査を行うことに同意します。 年 月 日 住所（所在地） 名称 代表者職・氏名 印				
納税状況		完納	納税情報 苫小牧市徴税吏員確認印		受付年月日
		滞納			

- 注 1 太枠内についてご記入ください。
- 2 苫小牧市への市民税の納税義務がない場合は、同意欄の記載に代えて、依頼者が事務所又は事業所を有する市町村の発行する直近の市町村民税の納税証明書を提出してください。
- 3 同一年度内で2回以上広告の掲載を依頼するときは、2回目以降の依頼については、同意欄の記載又は納税証明書の提出を省略することができます。